

みやこの歴史発見伝 53

古文書が語る村の生活と文化 8

育徳館の松

【史料】

外
内
一
松
九
石
拾
引
高

國
作
手
永

二
石
九
石
拾
引
高

國
作
手
永

(国作手永大庄屋)

天保四年日記十二月三十日条)

【解説文】

国作手永

外式千四百拾九石 引高

四ツ高六千九拾石五六斗五升六合七勺
一、松数九千百式拾本

但、国分村南行原上り山式二植

付仕度奉願候
内

一、三百九拾式本

一、七百式拾壹本

一、三百四本

一、八百三拾八本

一、式百壹本

一、式千式百七本

一、五百三拾九本

一、式百六拾八本

一、七百八拾七本

一、五百五拾四本

一、七百五本

一、七百六拾三本

一、百五拾本

一、六百九拾壹本

メ
巳十二月

小倉藩では、十五ヶ村程度を一つにまとめて「手永」という名称の行政区を設け、その長として「大庄屋」を置きました。江戸時代後期、小倉藩全体で二十七の手永が設けられていましたが、村数は約四百二十、そのうち、国作手

上に掲げた史料は、国作手永大庄屋の御用日記に記された、天保五年(一八三四)実施予定の植林に関する史料です。解説文は次のとおり。

この史料は、その国作手永の村々が共同して行う「四つ高松」の内容を藩に申請し、許可を得るために作成されたものです。

四つ高松

四つ高松とは、小倉藩の植林制度で一定の計算方法によって村ごとに定められた「四つ高」という数值を基準にして、農閑期に松などを植林したものです。村人たちは、割り当てられた数の樹木を植えつけるため、労働の役務を負担しました。当初は、日常生活に使う木材燃料などを確保することが、この制度の主な目的であったと思われます。しかし、のちには、道筋の日除け並木や川土手の補強のためにも四つ高松で植林が行われています。植える木も、松に限らず、クヌギ・カシ・シイ・ハゼなど、有用な樹木であれば種別を問わなかつたようです。

ナンギョウバルの松

さて、上の史料で、天保五年に実施予定の四つ高松は「国分村南行原上り山式」を植林場所としています。「上り山」とは藩が所有する山のことです。では「南行原」(ナンギョウバル)とはどこかというと、これは、現在みやこ町役場豊津支所が所在する台地のことです。ナンギョウバルは大半が国分村に属していましたが、江戸時代に入る前に

永は、現在のみやこ町豊津地区の一部と行橋市南東部の村々で構成されていました。

この史料は、その国作手永の村々が共同して行う「四つ高松」の内容を藩に申請し、許可を得るために作成されたものです。

翠松は校舎を囲み…

それでは、この松苗九一二〇本の植林場所「国分村南行原上り山式」は、具体的には豊津台地のどこにあったのでしょうか。

筆者は、様々な状況証拠から、現在の育徳館中学・高等学校の敷地であつたと推定しています。今は殆ど失われてしましましたが、旧制豊津中学校時代から学校の象徴で、かつて小宮豊隆(明治三十五年豊津中学校卒業。独文学者)が「翠松は校舎を囲み風立てば琴を奏づる」と校歌に詠つた松の巨木群は、この天保五年の植林によるものだつたと考えられます。

そこで、この松苗九一二〇本の植林場所「国分村南行原上り山式」は、豊津中学校時代から学校の象徴で、かつて小宮豊隆(明治三十五年豊津中学校卒業。独文学者)が「翠松は校舎を囲み風立てば琴を奏づる」と校歌に詠つた松の巨木群は、この天保五年の植林によるものだつたと考えられます。

ただ、単發的には、サツマイモの栽培などが試行されており、天保五年の四つ高松も、そういう单發的な原野利用の試みとして行われたものようです。



(川本英紀)

▲豊津高校(当時)を囲む松林。昭和32年撮影